

総 則

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の一層の充実

(1) 次期学習指導要領改訂に向けた論点における教育課程の考え方

国においては、平成26年11月20日付け文部科学大臣諮問以降、学習指導要領等の改訂に関する議論が進められており、平成27年8月26日付け中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」において、「社会に開かれた教育課程」の視点に立ち、社会の変化に向き合い適切に対応していくため、学校教育を通じて育むべき資質・能力を教育課程全体の構造の中でより明確に示し、それらを子どもたちが確実に身に付けることができるよう、教育課程の全体像を念頭に置きながら日々の教育活動を展開していくことが示されている。

そのためには、各教科等の在り方を考える際に、教育課程の要素全体が相互に有機的に関係し合っただけ機能しているかどうか、また、教育課程が学校教育目標の達成にどのような役割を果たしているかを検討する必要がある。

現行の学習指導要領では、各教科等を貫く改善の視点として言語活動の充実を掲げ、教科等の枠を越え、具体的な展開を図ってきているが、教育課程の全体像を念頭に置いた教育活動の展開という観点から、一層の浸透や具体化を図る必要がある。

今後は、教育課程全体で生徒にどういった力を育むのかという観点から、教科等を越えた視点を持ちつつ、それぞれの教科等を学ぶことによってどういった力が身に付き、それが教育課程全体の中でどのような意義を持つのかを整理し、教育課程の全体構造を明らかにしていくことが重要となってくる。

(2) 学習評価を踏まえた教育活動の改善の重要性

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。

「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めることが求められる。

学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習指導に係る「指導計画→実施→評価→改善」のPDCAサイクルの中で適切に実施されることが重要である。

PDCAサイクルは、日常の授業、単元等の指導、学校における教育活動全体等の様々な段階で繰り返されながら展開されるものである。学習評価を通じて、教師が授業の中で生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。

このような学習指導に係るPDCAサイクルは、例えば、思考力・判断力・表現力等に課題があることが明らかになれば、それらを育む学習活動を学校の教育課程全体の中で推進するなど、学習評価を個々の授業の改善に加え、学校における教育活動全体の改善に結び付けることが重要である。

各学校においては、組織的・計画的な取組を推進し、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるよう努めることが重要である。

(3) 次期学習指導要領改訂に向けた学習評価の改善の視点

生徒の学習状況を評価するために、教員は、個々の授業のねらいをどこまでどのように達成したかだけでなく、生徒一人一人が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉えていくことが必要である。

また、学習評価については、生徒の学びの評価に留まらず、「カリキュラム・マネジメント」の中で、学習・指導方法や教育課程の評価と結び付け、生徒の学びに関わる学習評価の改善を、教育課程や学習・指導方法の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

現在、各教科について、学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と、総括的に捉える評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされており、評価の観点については、現在、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の4つの観点が設定されている。

次期学習指導要領改訂に向けた論点としては、これまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくためには、学校教育法が規定する三要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、評価の観点については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に沿った整理が検討されている。

これらの三要素のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みせるパフォーマンス評価を取り入れ、ペーパーテストの結果に留まらない、多面的な評価を行っていくことが必要である。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、生徒の資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、生徒自身が把握できるようにしていくことも考えられる。

(4) 観点別学習状況の評価の充実

確かな学力を育成するためには、生徒が、教科等の目標に到達できたかを評価し、指導を改善することが求められる。そのためには、ペーパーテスト等で「知識・技能」の習得状況のみを評価するだけでなく、その知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現する思考力・判断力・表現力等の能力を評価することが必要となってくる。すなわち、観点別学習状況の評価を基本としながら、ペーパーテストでは評価できない資質・能力を適切に評価する方法について研究、実践する必要がある。

A校は、総合学科の必修科目である「産業社会と人間」において、体験的な活動に対しパフォーマンス課題を設定し、生徒にループリックを示すことにより、学習の目標や身に付けるべき力が明確化された。そのため、生徒が目的意識をもって学習活動に取り組むようになり、生徒の論理的思考力、構想力、主体的行動力の質が向上した。また、評価の客観性が高まったことで生徒の学習意欲が向上し、進路意識の高揚につながった。

A校による「多様な学習成果を適切に評価する方法の研究」

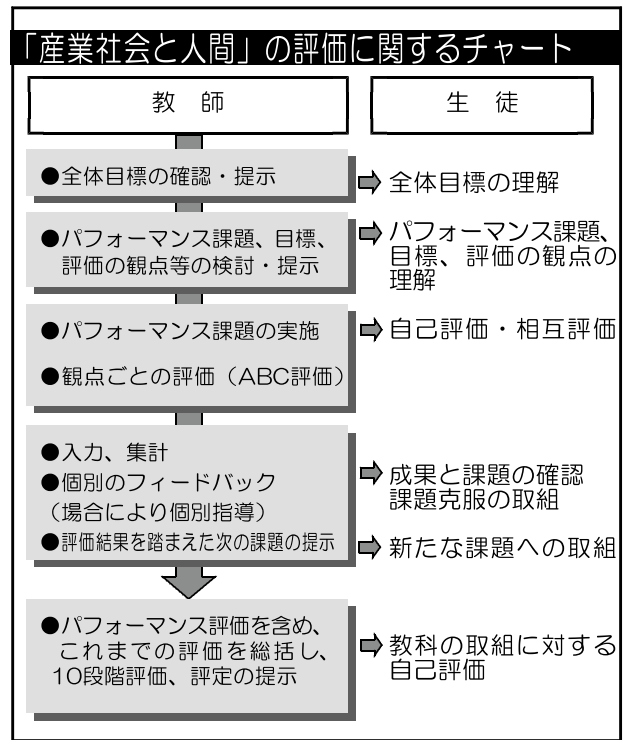
～「産業社会と人間」におけるルーブリックを用いた評価の例～

○パフォーマンス課題において取り上げる3つの能力

- ① 論理的思考力**
教科の学習で身に付けた基礎的・基本的な知識を活用して課題を解決する力
- ② 構想力**
構想を練り、論理的で説得力のある小論文やプレゼンテーションを要領よく作成する力
- ③ 主体的行動力**
家庭学習に取り組もうとする力、自ら積極的に授業等に参加しようとする力

○具体的な方針

- ・この3つの力を効果的に育成し、適切に評価するために、評価シートを開発する
- ・学習支援の視点に立った評価規準（ルーブリック）を工夫・改善する
- ・「産業社会と人間」のみならず、1年次の数学、理科及び家庭科などにおけるパフォーマンス評価等を研究・開発する



■パフォーマンス課題「ライフプラン」の評価シート

該当年次	1年次
評価期間	12月16日～2月17日
身に付けさせたい能力	①「産業社会と人間」の学習のまとめとして自分の将来の生き方や職業について具体的に構想する。 ②将来に向けて今すべきことについて考える。 ③プレゼンテーションソフトを活用した発表資料を作成し、それをもとに発表する。

●ルーブリック1：提出物「『ライフプラン』の設計図及び文章（1,000字以上）」の評価基準表

評価	評価基準	指導
A 特に優れている	①より詳しい、または職種だけでなく「どのように働きたいか」が絞りこまれている。 ②より具体的に実現可能性が強く感じられる。 ③選んだ理由に説得力がある。すでにその道に向けて具体的に努力している。 ④進路決定（入試など）に向けて準備する内容が明確である。	・これが目標とする評価規準 ・この目標をクリアするように指導
B 良い	①「何」をしたいのか、就きたい職業の内容について正確に把握できている。 ②「どのようにして」将来向かうかの道筋が明確である。 ③「なぜ」その道なのか明確である。 ④「いま」将来に向けての短期・中期目標を立てている（科目選択との整合性がある。）	
C 不十分である	①したい仕事、就きたい職業の内容把握が漠然としている。 ②「どのようにして」将来向かうかが不明確である。 ③「なぜ」その道なのか不明確である。 ④「いま」将来に向けての短期・中期目標があいまいである（科目選択との整合性がない。）	

●ルーブリック2：プレゼンテーションスライド（6～12枚の作成）及び発表の評価基準表

評価	評価基準	指導
A 特に優れている	①資料の文字が見やすく言葉が整理されている。 ②明瞭で聞きやすい声である。 ③内容が強く印象に残る。自分の将来や社会に対する熱い思いが感じられる。	・これが目標とする評価規準 ・この目標をクリアするように指導
B 良い	①何を伝えたいのかが読み取れる資料を作ることができる。 ②グループ全員にしっかりと聞こえる声で発表できる。 ③内容を分かりやすくまとめ、思いを伝えることができる。	
C 不十分である	①伝えたいことが明確でない。 ②声がかさくて聞こえづらい。 ③話し方にまとまりがなく、分かりにくい。	

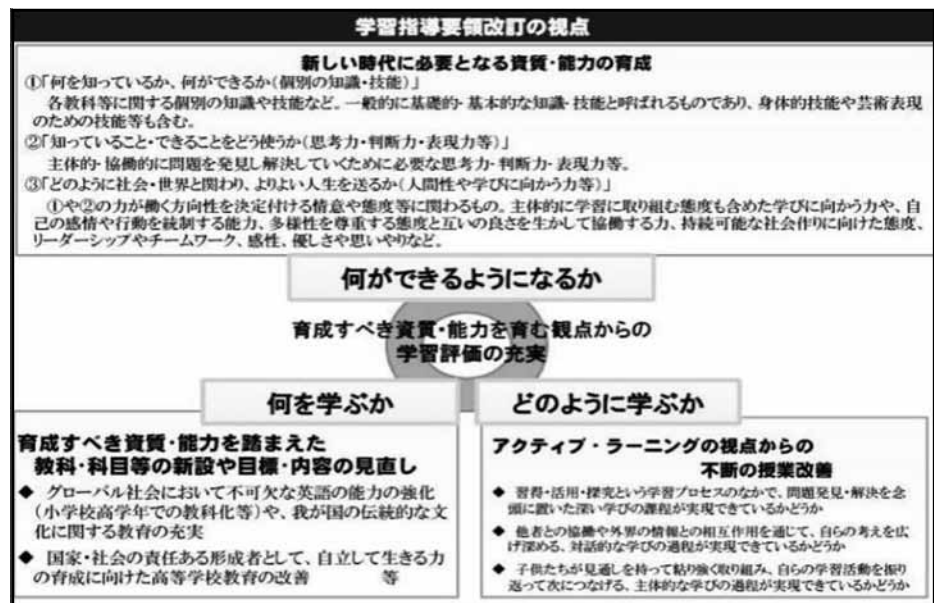
2 主体的・協働的に学ぶ学習の推進

(1) 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）が求められる背景

ア 新しい時代に必要となる資質・能力

子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、子どもたちが就くことになる職業の在り方についても、現在とは様変わりすることになるだろうと指摘されている。また、成熟社会を迎えた我が国が、個人と社会の豊かさを追求していくためには、一人一人の多様性を原動力とし、新たな価値を生み出していくことが必要となる。

我が国の将来を担う子どもたちには、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けることが求められている。



平成27年8月20日教育課程企画特別部会資料より

イ 主体的・協働的に学ぶ学習の導入に向けた動き

次期学習指導要領改訂の視点は、子どもたちが「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということであり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるものの全てを、いかに総合的に育んでいくかということである。思考力・判断力・表現力等は、思考・判断・表現が発揮される主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていく。身に付けた個別の知識や技能も、そうした学習経験の中で活用することにより定着し、既存の知識や技能と関連付けられ体系化されながら身に付いていき、ひいては生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法の熟達に至ることが期待される。

中央教育審議会教育課程企画特別部会では、諮問以降、学習指導要領等の改訂に関する議論において、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習について議論を重ねている。こうした指導方法を焦点の一つとすることについては、育成すべき資質・能力を総合的に育むという意義を踏まえた積極的な取組が重要との指摘がある一方で、指導法を一定の型にはめ、教育の質の改善のための取組が、狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始するのではないかと懸念なども示されている。

変化を見通せないこれからの時代において、新しい社会の在り方を自ら創造することが出来る資質・能力を子どもたちに育むためには、教員自身が習得・活用・探究といった学習過程全体を見渡し、個々の内容事項を指導することによって育まれる思考力や判断力、表現力等を自覚的に認識しながら、子どもたちの変化等を踏まえつつ自ら指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められており、「i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか」、「ii) 他者との協働や外界の情報との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか」、「iii) 子どもたちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか」といった視点に立って学び全体を改善していく必要がある。

(参考) 初等中等教育におけるアクティブ・ラーニングの取組例

<p>言語活動の充実</p> <p>国語科における取組例</p> <p>身近な昔話とそのルーツとなった古典、関連する資料等を読み、内容や面白さについてまとめ、グループで紹介。また、他のグループの発表を聞き、自分を取り上げた古典と比較して、分かったことや考えたことなどを文章で表現する。</p>  <p>【写真下】昔話のルーツについてグループで発表の様子</p>	<p>ベア学習・グループ学習等の推進</p> <p>ある課題を解決するために、複数の視点を設定し、分担して担当し、それぞれが作成した説明を話し合いにより統合することで答えを導き出す。さらに、各グループの答えと根拠をクラス全体で発表し合い、より深い理解へとつなげていく。(ジグソー法の例)</p> 
<p>理科における取組例</p> <p>空気でっぽうのしくみについて、実験を通じて玉が飛び出す様子を確認し、自分の考えを図に整理。それを、教師がタブレットPCで撮影し、いくつかの案を電子黒板に映して共有。学級全体の考えを分類し、自分の考えと比較していく。</p>  <p>【写真左】考え方の違いを比較・検討する様子</p>	<p>ICTの活用</p> <p>タブレットPC、電子黒板などのICTを効果的に活用することにより、より分かりやすい授業が実現するとともに、個別学習や協働学習を通じて、子供たちの主体的な学びが可能となる。</p>  <p>【写真左】自分の考えを発表し、話し合う様子</p>
<p>外部人材の活用等による学校・家庭・地域との連携</p> <p>土曜日を活用し、地域住民・保護者等のボランティアや民間企業等からのゲストティーチャーの協力の下、多様な学習・体験活動等の機会を提供。</p>  <p>【写真右】環境学習の一環としての「エコ工作」</p>	

平成27年 7月 22日 教育課程企画特別部会資料より

「i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか」、「ii) 他者との協働や外界の情報との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか」、「iii) 子どもたちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか」といった視点に立って学び全体を改善していく必要がある。

アクティブ・ラーニングの取組例 (高等学校の例)

<p>協働学習(ジグソー法)</p> <p>例えば世界史において、「カール5世はなぜルター派を容認したか」を課題とし「ドイツ国内のルター派との対立」「オスマン帝国との敵対関係」「フランスとの敵対関係」といった3つの視点を分担して担当し、それぞれが作成した説明を話し合いにより統合することで答えを導き出す。さらに、各グループの答えと根拠をクラス全体で発表し合い、より深い理解へとつなげていく。</p> 	<p>SSHにおける科学的探究学習</p> <p>探究・発表に重点を置いた学校設定科目「フロンティアサイエンス1・Ⅱ・Ⅲ」において【事前学習→フィールドワーク→講義→探究活動→発表・評価】を1サイクルとするユニット制授業を展開。論理的思考力、創造性・独創性、科学的探究力、表現力の育成を図る。</p>  <p>【写真左】生徒によるタブレット形式の発表の様子(研究テーマ:金属イオンの文脈反応を利用した薬物の感分析)</p>
<p>SGHCにおけるグローバル探究学習</p> <p>学校設定科目「グローバル探究」において、日本や海外での地産産業や伝統工芸品の現状と課題について調査し、世界進出の可能性を探る研究を行う。論理的な思考力・判断力、実践的なコミュニケーション能力の基礎作りを目指す。</p> 	<p>チャレンジスクールにおける体験的学習</p> <p>「生活実践」という講座の中で、犯罪から身を守ることに興味を持って解決方法を議論すること、礼状の意義を学び実際に書くこと、日本の伝統文化に親しむことなど、身近な生活に関する課題を通じて学習意欲を喚起し、社会生活に必要な知識や自活する力を育成。</p> 
<p>専門高校におけるプロジェクト学習(農業高校の例)</p> <p>野菜の低コスト・周年栽培を目指し、太陽熱エネルギーの活用やバイオマス資材を用いた土壌の改良により、冬期の野菜の無暖房栽培を行うための共同研究を実施。実際の収穫・販売まで行う。</p> 	<p>ICTの活用</p> <p>タブレットPCを使い、化学の実験・観察の過程や経過を記録。他の班との比較や共有、班内でのコミュニケーション等を通じた言語活動に活用。</p> 

平成27年 6月 9日 教育課程企画特別部会資料より

こうした指導方法に関わって、現行の学習指導要領においては、「言語活動」をより一層充実させ、教師が教える場面と生徒に思考・判断・表現させる場面を効果的に設定することとしている。

(2) 言語活動の一層の充実

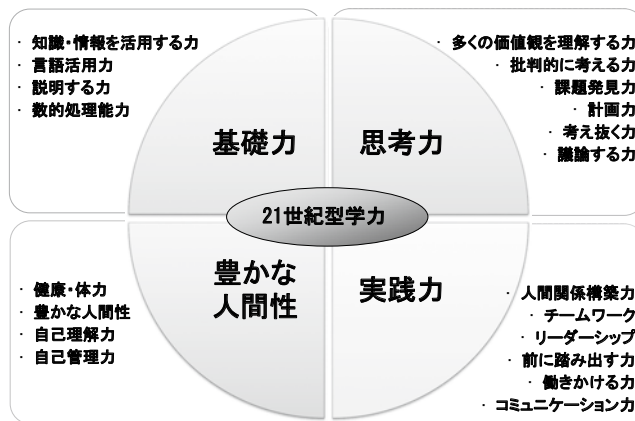
「言語活動」については、学習指導要領の第1章総則の第1款及び第5款に「生徒の言語活動を充実すること」が記述されており、これまでも「高等学校教育課程編成・実

施の手引」に実践例等を記載している
 (高等学校教育課程編成・実施の手引
 平成26年度2、3ページ及び平成23年
 度5、6ページ参照)。

ここでは、言語活動を充実させること
 で生徒の「協同的な学び合い」を促
 しているB高校の取組を紹介する。

B高校では、校内研修会を実施し、
 生徒に身に付けさせたい資質・能力を
 右図のようにまとめている。こうした

力を育成するために協同的な学び合い（アクティブ・ラーニング）を取り入れている。



【「オール斉授業」からの脱却】

(1) 一斉授業と「協同的な学び合い」の授業の違い

一斉授業	協同的な学び合い（アクティブ・ラーニング）
教員が生徒に教える （教師が主役）	教師は課題を与え、生徒は生徒同士で教え 合う、学び合う（生徒が主役）
教師のペースで授業が進む	生徒はそれぞれのペースで学ぶ
生徒は黙って座っている	生徒同士のコミュニケーションがある
分からない生徒がいても授業は進む	分かるまで友達に聞くことができる

(2) 協同的な学び合いの頻度

進度の確保、基礎事項の徹底など、一斉授業の方が効率がいい場面もあるでしょう。まずは、授
 業の1割を目標に取り入れてみよう。

(3) 協同的な学び合いの進め方基本ルール

- ① 課題を与える。
- ② 生徒同士で教え合っ、話し合っ課題を達成する。
- ③ 「全員が分かる」が目標
- ④ 時間が来たら終わる。（できていないグループがあっても終わ
 る。できたグループを飽きさせない）

全授業「学び合い」は無理 → まずは授業の
 1割をめざす（50分のうちの5分、10時間の
 うちの1時間、1単元に1時間など。）
 →特に発展的内容を中心に
 →生徒にとっては、年間約100時間（1000
 時間中）の「学び合い」がある。

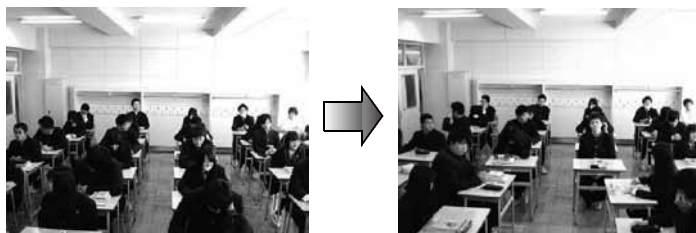
具体的には、次の方法をで実施している。

〈ペアワーク〉

- (場面) 英語の音読、会話練習、短時間で学習内容を確認するときなど。
 (効果) 手軽にできる。1対1の活動なので、必ず参加することができる。
 (手順) 隣同士で向き合う。(身体だけ、または椅子を90度動かす)

〈コの字隊形〉

- (場面)
 教材を提示するとき、ディベートをするときなど
 ＊グループ学習隊形に移行する前段階としても活用できる。
 (効果)
 生徒同士が互いの顔が見える＝互いの反応が見えて新鮮
 (手順)
 ア 後3列はそのまま。(後3列そのままだと、グループ学
 習隊形に移行しやすい)
 イ 前4列の右側3列、左側3列は中央に向かって90度回
 転する。
 ウ 各自、少しずつ後ろに下がり、中央にスペースを空け
 る。



〈グループ学習隊形 男女混合4人
 グループ〉

- (場面)
 グループで話し合う、考える、
 教え合う、意見をまとめるとき
 など
 ・5人以上になると、生徒同士の
 距離が遠くなり、グループ全員
 の話し合いが難しくなる。(声
 が遠い、資料が見えないなど)
 (手順)
 ア 男女混合になるようにあらか
 じめ席を決めておく。
 ・男女の数がアンバランス(女子
 が多い、男子が多いなど)の場
 合、男子のみ、女子のみのグル
 ープより男子3人女子1人また
 は、男子1人女子3人の男女混
 合構成の方が話し合いがスム
 ーズにできる。
 イ 4人ずつのグループが、教室
 の縦に3～4つ、横に3つ配置
 される。

3 キャリア教育の充実

(1) インターンシップの充実が求められる背景

将来の職業生活に必要な知識や技術・技能の習得、望ましい勤労観・職業観の育成は全ての生徒に必要なものである。また、技術革新の進展や経済・産業の変化や構造転換などが急速に進む中で、生涯にわたって自己の職業生活をたくましく切り拓いていこうとする意欲や態度、目的意識などを培うことがこれまで以上に大切になってきている。

これからの教育においては、学校・家庭・地域が相互に協力し連携を深めながら、インターンシップ（生徒が在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行うこと）の実施など様々な体験をより一層重視し、地域社会が一体となって、生徒の豊かな学びの場や機会を創造していくことが大切である。

また、中学校学習指導要領には中学校における職場体験の重要性が記載され、北海道でもほぼ全ての中学生が職場体験を経験してきている。そのため高等学校においては、中学校の体験学習との関連を図りながら、高等学校段階におけるインターンシップの目的を明確にしておくことが求められる。

C校（普通科単位制大規模校）におけるインターンシップの見直し

インターンシップの見直し

- 3年間を見通したキャリア学習プランの変更
 - ・1年次：仕事についての理解を深める
 - ・2年次：大学での学びを体験する
 - ・3年次：専門性を高める
- 生徒の進路希望とインターンシップ先企業のミスマッチ
 - ・ほぼ全ての生徒が大学進学を希望するため、生徒の要望に合わせた受入れ事業所の確保

見直し前

- 実践方法と課題
- ①対象学年：2年次
「インターンシップ」と「学び体験ゼミ」の2つを実施していたため、生徒及び教員の負担感が多く、また、ねらいが不明確であった。
 - ②企業開拓方法
本校担当者による企業開拓と商工会議所を通しての依頼を行っていた。販売や接客業もあり、生徒の進路希望と不一致であった。
 - ③事前・事後指導
2年次の7月に実施していたため、見学旅行やその他の進路行事が重なっており、十分な事前・事後指導の時間が確保できなかった。

見直し後

- 実践方法の改善等
- ①対象学年：1年次
3年間のキャリア教育の全体計画を見直し、1年次に「インターンシップ」、2年次に「学び体験ゼミ」を、3年次に「テーマ別学習」を実施した。
 - ②企業開拓方法
生徒の進路希望に合わせた職種及び企業を、教員が開拓し依頼することとした。
※大学卒以上が多く就職する職種及び企業を選定することにより、生徒の進路目標が明確になるとともに学習意欲も向上した。
 - ③事前・事後指導
10月に実施することにより十分な事前指導の時間が確保できた。事前・事後指導用マニュアルを作成し、指導内容の統一を図った。また、グループ毎に発表用シートを活用して報告会を実施した。

インターンシップ終了後における効果的な事後指導

アンケート用紙の工夫

- アンケートの項目
- 作業内容
 - インターンシップで学んだこと
 - インターンシップの感想
 - インターンシップを終えた後の反省点
- 曖昧な表記が多く、単なる感想の記載で終わっているため、振り返りに活用できない。

- 職場での言葉遣いについて
 - 働く人の、時間の使い方について
 - 職場での挨拶、身だしなみについて
 - お客様や外部との対応について
 - 働いている人の姿や態度を見て、どう感じたか
 - 実習をした企業は、どのような課題を抱えているか
- 項目を具体的にすることにより、自分の課題を意識でき、振り返りに活用できる。

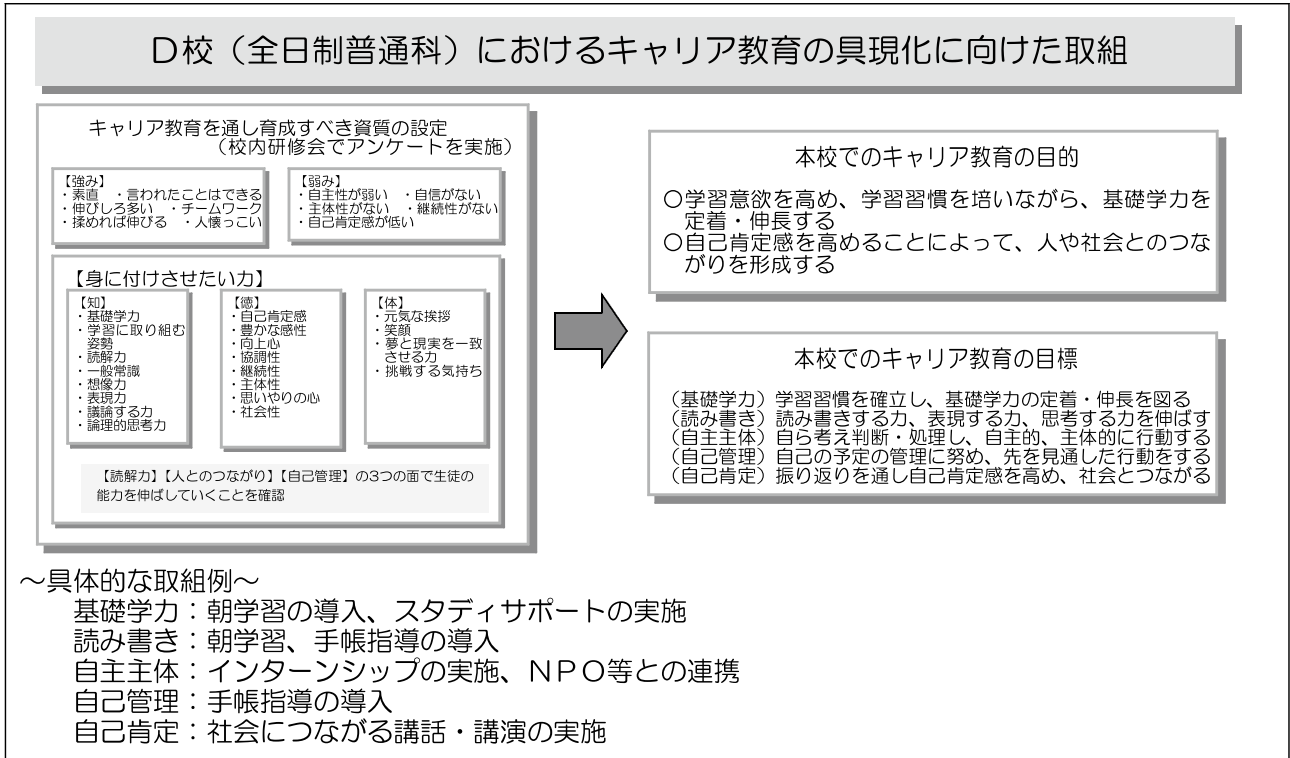
報告会の開催



(2) キャリア教育の具現化に向けた取組

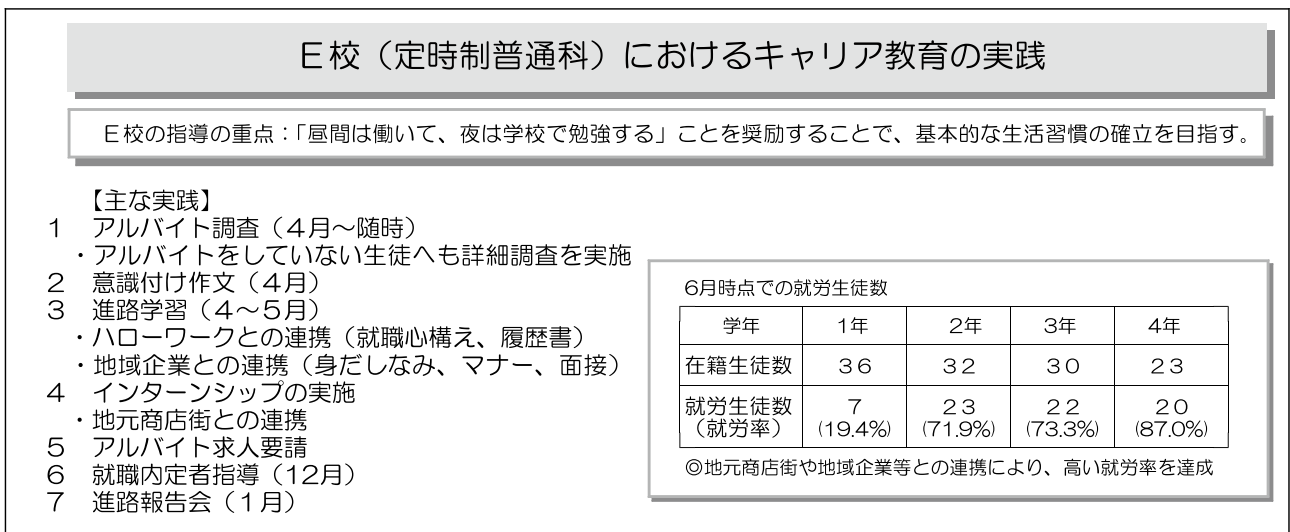
各学校において、キャリア教育を推進するためには、全体的な教育目標を踏まえつつ、自校の生徒におけるキャリア発達上の課題、育成すべき能力や態度の明確な把握とその焦点化・重点化に基づいて、自校のキャリア教育の目標を設定する必要がある。

また、キャリア発達には学校差や地域差もあるので、様々な角度から実態を分析した上で、目標を設定することが大切である。



(3) 学校の特性に応じたキャリア教育の推進

定時制・通信制においては、今日、働きながら学ぶ者だけではなく、中途退学経験者や過去に高等学校教育を受ける機会のなかった者等、様々な入学動機や学習歴を持つ者が入学しており、加えて、社会的・職業的に自立していく上で困難な状況を抱える者も少なくない。そのため、学校全体で計画的なキャリア教育の推進を図ることが強く求められている。



4 政治的教養を育む教育について

(1) 公職選挙法等の改正

公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成27年6月17日に成立し、同19日に公布された。今回の改正法により、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が現在の満20年以上から満18年以上に引き下げられるなどの改正が行われた。改正法は、平成28年6月19日に施行され、施行日後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙等から適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える生徒は、選挙権を有することになる。

公職選挙法等の一部を改正する法律の概要

- 1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係（第1条から第4条まで関係）
「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。
- 2 施行期日関係（附則第1条及び第2条関係）
この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。
- 3 選挙犯罪等についての少年法の特例等
 - (1) 選挙犯罪等についての少年法の特例（附則第5条関係）
 - ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
 - ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。
 - (2) 検察審査会法等の適用の特例（附則第7条から第10条まで関係）
当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。
- 4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討（附則第11条関係）
国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。
(総務省資料より)

(2) 政治的教養を育む教育について

現在、高等学校においては、高校生の政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画するために必要な力を育むため、公民科の科目「現代社会」や「政治・経済」において、我が国の民主政治や議会の仕組み、政治参加の重要性、主権者としての政治参加の在り方などについて学習している。

選挙権年齢の18歳への引下げにより、高等学校においては、政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導が求められている。

政治に関する事項を扱う際には、教育基本法の規定に違背しないよう慎重に配慮するとともに、教科等の指導を通じて、生徒の政治的教養を高めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという意義を十分踏まえて指導することが重要である。

なお、総務省・文部科学省が連携し、選挙の意義や模擬選挙などの実践的な学習活動に資するワークシートなどの高校生向け副教材と教師用資料を作成しているので参照願う。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm)

5 北海道公立高等学校平成27年度入学生教育課程編成の状況

○資料1

「学校設定科目」の設定状況（全日制）

年度	課程・学科	全日制課程 普通科	全日制課程 総合学科	全日制課程 専門学科
平成27年度		153校	16校	58校
平成26年度		156校	16校	59校

○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	大学・高専等における学修	技能審査等の成果	ボランティア活動等の学修
全日制課程普通科	16校	54校	13校
全日制課程総合学科	8校	13校	6校
全日制課程専門学科	6校	37校	4校
定時制課程普通科	5校	20校	9校
定時制課程専門学科	2校	15校	1校

○資料3

「類型を設定している学校（全日制）」の状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	1校	54校	24校
専門学科	2校	22校	1校

○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程 普通科	全日制課程 総合学科	全日制課程 専門学科	定時制課程 普通科	定時制課程 専門学科
校数	70校	16校	25校	11校	7校

○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程 普通科	全日制課程 総合学科	全日制課程 専門学科	定時制課程 普通科	定時制課程 専門学科
校数	46校	13校	9校	5校	7校

○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
全日制課程	195校	195校	197校	199校
定時制課程	34校	36校	36校	36校

注：中等教育学校は、全日制課程普通科及び専門学科に含めている。